

令和2年9月定例農業委員会 会議録

令和2年9月10日（木）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積
（別段の面積の設定）について
- ・ 議案第6号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に規
定する意見書の提出について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について
- ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について

4. その他

5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。

総会開始前に、紀州へら竿に関する周知について担当課より申出がございましたので、会長の許可を得ましたので、時間を頂戴することとなりました。

では、よろしく願いいたします。

・シティセールス推進課

皆さん、おはようございます。シティセールス推進課の丸山と申します。よろしく願いします。

本日は農業委員会総会の会の前にお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。今日は紀州へら竿の材料確保についてのお願いに参りましたので、ご説明させていただきます。

お手元に資料配られているかと思えますけども、ご存じのように、紀州へら竿、この地域の伝統的工芸品でございます。この紀州へら竿は材料が竹でございます。竹からできております。それで、竿1本なんですけども、中は3本、3パターンに分かれております。穂先が真竹、穂持ち、2番目が高野竹、3番目、一番手元の方が矢竹というのが、3種類の竹が使われております。

その中でも現在、真竹の確保に困難を来しているところがございます。真竹なんですけども、へら竿に適した材料ということなんですけども、材料の方、適した真竹というのがございます。

その条件は4つほどございます。河川等の水辺から離れた所に生育する水分量が少ないもの。近くに畑がないなど土地が肥えていない所に生育しているもの、ヒノキや杉の木の中に生育しているもの、幹回り8寸から1尺、この回りが8寸から1尺のもの、ぐるっと回したところが8寸から1尺程度のものという形が適していると言われております。

この紀州へら竿なんですけども、100年を超える歴史があるわけなんですけども、材料がなければ作ることができません。このたび、今回、農業委員の皆様には橋本市の方、精通されていると思いますので、ぜひとも、もしこういった適した真竹がある場所をもしご存じでしたら、ご一報いただければなということをお願いに参りました。

実際の竹の方なんですけども、実際に取る時期というのがございまして、11月頃に取りるのが一番よいと言われております。実

際の伐採等はさおを作る製竿師、竿を作る人があたるわけなんですけども、地権者の交渉も含めまして、製竿師の方からさせていただきます。

もし適した場所、適した竹がありましたら、一旦、試し切りという形で何本か取らせていただいて、ちょっと加工しまして様子を見まして、ほんまに適しているということになりましたら、本格的に切らせていただくような形になります。

伐採なんですけども、竹の方はご提供いただくというか無償という形が基本かと思えますので、よろしく願いいたします。

例年、真竹の入手が困難になってきておりまして、あちこち探しておるところなんですけども、なかなか適したものがございませんので、皆様に生育地の情報を教えていただきたいと思えますので、いろいろお忙しいかと思えますけども、ぜひともよろしく願いいたしたいと思えます。

簡単なんですけども、説明の方は以上になります。

質問等、何か。

- ・土井会長

これ新竹はあかんのやろ。何年。

- ・シティセールス推進課

そうですね。幹回りが8寸から1尺位ということですので、結構な年数たっているものだと思います。

- ・廣田委員

こっちから向こうの山見ても、竹藪いっぱいあるけど、真竹と違いまんのかい。使えれへんのか。

- ・シティセールス推進課

最近、孟宗もかなりあります。孟宗と真竹が混じった所とかもありますので、かなり竿師の方、市内の山をあちこち見られているんですけど、なかなかええものに出会えないということもありますので、そういった情報を頂きたい。

- ・廣田委員

そうですね。竹藪ら何ほでもあるように思うけどな。そうはいかんのやな。

- ・ シティセールス推進課
 なかなかこれというのがなかなかないというのが現状です。
- ・ 委員
 何か孟宗とか淡竹よりも真竹の方が広がりにくいて。
- ・ 事務局
 生育がですか。
- ・ 委員
 うん、そうそう。孟宗とか淡竹やったらよその畑の中へすぐ出ていくけども、真竹はあんまり外へむちゃくちゃ出えへんて。
- ・ シティセールス推進課
 真竹の方、出していただくんですけども、実際使うのが根元の下の方の2 m位まで位でしょうか、1.5か2 m位の所を使わせていただいて、残った部分はきちっと整理して、山に置いていける形になるんですけども。
- ・ 池田会長職務代理
 そんなどこにあんのか分かれへん。真竹とあれとって、よう見分けやんからな。
- ・ 土井会長
 昔、竹の皮取った竹やしな、真竹というのは。節間の長いやつで。ほれで、幹回りが大分太いやつ要るけど、皆さん、委員の人で真竹あるぞというのあったら、シティセールス推進課の方へ一週情報提供してやってください。
 ただ、この度というのかこの頃は、イノシシで皆ほとんど、孟宗でも真竹でもそうやけど、私も持つとるけども、皆イノシシに出るまでに皆食われてもうて、ほとんど自分で食用に使う竹もないような状況になつとるわ、今は。
 だから、それで、そういうことがあるので、これ大変、へら竿を作るのに、材料を集めるのに苦労してるんやろなと思って、実感として分かりますわ。こんな古いごっつい竹欲しいということやろうけども。

- ・ 委員
しかし、真竹で1尺いうたら、かなり大きな。
- ・ 土井会長
大きな、ええ竹やな。
- ・ 委員
もう黄色なりかけたような。
- ・ 土井会長
そう、そんな竹やな。
- ・ 委員
ないわな。
- ・ シティセールス推進課
やっぱりその真竹が固い方がええんです。柔らかい竹はちょっと使えないので。
- ・ 土井会長
ほしたら、古い方がええんやな。古い竹の方が。新竹だったら柔らかいわい。ごしごとすぐ切れらっしょ。ほんで、竹は11月から2月ら位に切るやろ、虫付くんでな。これからやな、探しといて。
- ・ 委員
もう京都の方へ進出せなあかんのじゃない。京都はほうぼう竹は大事にしとらいね。ものすごいええ竹あるわい。ここらはもう放ってあるさかいに、もうひれ伏して倒れてしもうて、もう谷がもう埋まってしまうほど、枯れて、難儀しとるんよ。
- ・ 池田会長職務代理
うちらもう、どの竹が何竹って一個も知らんもん。
- ・ 土井会長
そうか。分かるよ。節間どえらい長いし、真竹は。

- ・ 委員
 そやかいに、ここらは荒れていく方でさかいに、なかなかええ
 タケノコというのは。ほんまにええとこ見つけたら、もう管理さ
 せてくれという位に行かなあかんで、今は。

- ・ 松岡推進委員
 ほんでも、やせ地のやっぱり固い竹というたら、京都らよりこ
 っちの方がええんちゃう。

- ・ 委員
 そらええんよ。そらええんでけど、もうええの見つかったら、
 それは管理してもらう位に行かな、絶対放っとくやつはないと思
 う。

- ・ 土井会長
 そうやな。イノシシに皆食われてもうとる、今。きれいに食わ
 れるで。

- ・ 委員
 やっぱり1尺いうたら、ある程度、土地がええなけりゃ、上っ
 この上へ立っとるやつは、そんなん1尺まで伸びれへんで。

- ・ 土井会長
 こんな竹やで、8寸、24cmやろ。これ位の竹でしょ。

- ・ 委員
 円周やって。

- ・ 池田会長職務代理
 円周か。直径ちゃうん。

- ・ 委員
 直径ちゃう、円周。

- ・ 委員
 直径でそんなん絶対ない。

- ・ 委員
円周や。

- ・ 池田会長職務代理
ほな、こんなんやな。くれ位ある。

- ・ 土井会長
あるよ。1尺いうたらこんなある。根元のところやさかいね。

- ・ 委員
だから、その位、1尺位のその位の大きなやつはこれがほんまに。

- ・ 委員
昔はやっぱり稲の干すやつに。

- ・ 池田会長職務代理
ああ、干すのに、はぜかけに使うたんかな。あんなん竹なんかもう切れへんやん。

- ・ 土井会長
よっしゃ。情報ほしたら、あつたら言うてったって。事務局、言うといたって。

- ・ 事務局
委員の皆さんにおかれましては、シティセールス推進課の丸山課長から話ありましたように、情報提供を求めていますので、近くの方で真竹等の情報ありましたら、シティセールス、また農林振興課でも構いませんので、ご一報くださいますようによろしくお願いいたします。

- ・ シティセールス推進課
どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

- ・ 事務局

それでは、只今から令和2年9月農業委員会総会を開催させていただきます。

本総会開催にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。

9月に入りまして、農繁期ということでお忙しい中、農業委員会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本市といたしましても、収穫の秋を迎えまして、柿など本市主力商品の販売促進の時期になっていますが、いまだコロナウイルス感染症の影響で、こっちはやる気になっていても相手方が受け入れてくれないとかという事態になっております。

そうはいいましても、本市としましてはできる限りの販売促進を、県やJA様と、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

本日の案件につきましては、通常案件に加えまして、県補助事業の紹介とかもこの後入っているというふうに聞いております。長時間となりますが、何とぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、これからの農繁期、まだまだ暑い日が続きます。委員の皆様におかれましては、お体には十分ご留意されまして、この秋を乗り越えていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、私からのご挨拶とさせていただきます。

・事務局

なお、議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

・土井会長

それでは、おはようございます。

超大型台風10号ですか、大変心配されたんですが、当地方には大きな影響もなく過ぎ去っていきまして、一安心ということでございます。

今、課長の方からもありましたが、9月に入りまして収穫の季

節となりまして、農家としてはこれから大変忙しくなるということですが、本年はコロナに注意もしながらの生活ということになるかと思えます。

このような中で、長期安定継続されてきました安倍体制が変わって、新しい体制になるということで、大変関心を持って、今、眺めておるところです。

稲刈りの方はもう最中のごさいまして、柿の方では極早生の出荷が始まってございまして、本日より刀根の出荷もできると、荷受けができるというようなことになりました。

このような今の経済状況の中で、こういう農産物の価格が大変気になるところでございまして。そういうような中で、先日の新聞の記事を見てみますと、最近の野菜の値上がりというのが大変顕著に表れていまして、これは地球の温暖化や、あるいは気象条件によって生産性の低下が起こっており、それが収穫量に影響し、減少するためやと、こういうようなことで農政政策にも変化が見られるということで、従来、望ましい農業構造としては、担い手による何haというような大きな大きな大規模経営を挙げて進んできたわけでごさいますけども、新たな食糧農業基本計画の中に、中小家族経営などの経営体による地域の下支えが重要やというようなことがこの計画に今般加えられたということでごさいます。

この辺のところは、大西先生、大変得意なところやというふうには私実感してるんですが、これは過去に何haという大農家を重要視した、そして、小農家については若干軽視というのか、置かれたような形の議論があったわけですが、現状を見ます時に、労働力の問題やとか、大規模したら機械の問題やとか、コストの問題やとか、そういうのがあって小農の、小さい農家の方にも重要性が目を向けられてきたんやなという感じがするというようなことの、そういう記載がありまして、私もそれに共感するものでございまして。

それで、兼業農家の役割というのは大変大きく、きちっとやっぱり行政は支援をしていかないかんと違うんかいなというように思っておるところでございまして。

本日は、長年継続されてきた、地域によって異なっておった農地取得の下限面積の見直しの件やとか、あるいは、農業委員会法に基づく市当局への農地最適化推進に関する意見書の提出の件についても議論いただき、こういうようなことになってございまして、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、これより定例の農業委員会を進行することにいたします。

・議 長

事務局から本日の出席委員について報告を願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございます。なお、議席番号2番木下善久委員より欠席届が提出されております。以上です。

・議 長

事務局の報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、当職から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号8番林義文委員、議席番号9番岡本彰文委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名しますので、よろしく願います。

それでは、議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案6件、報告2件であります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町河瀬・・・、……。登記簿地目は田で現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。・・・に住んでおり農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受

人と話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを1台ずつ所有しており、農業従事者は2名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

なお、会議は議事録を作成していますので、マイクが必要であればマイクを使用してをお願いします。

・ 田中（一）委員

7番の田中です。現場を見に行き、そのまんまの、今、事務局の方から説明あったとおりでございます。何ら問題ないかと思えます。推進委員の中家さんと一緒に現場も見ております。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市野……。位置は……。より南、……に位置する農用区域内農地で、登記簿地目及び現況は畑です。農用区域内農地は原則不許可ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用地に供するために行われるものに該当し、県とも協議し、農業上の用途区分を農地から農業用施設に変更することに同意を得ており、例外的に許可することができるかと判断いたしました。譲受人、……は旧橋本市の紀の川より北側の農作物を扱っており、農繁期の集出荷に必要なコンテナ置場に苦慮しており適地を探していたところ、当申請地が……。からも近く面積も十分に確保できる適地であることから用地の交渉を行い、譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、集出荷時に使用するコンテナ置場を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側の個人宅を通り西側側溝へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、……円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。なお、許可に際し、宅地造成等規制法による宅造許可と同時施工といたします。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市野……。位置は……。より西、……に位置する第3種農地で、登記簿地目は畑で現況は宅地です。譲受人は現在、繁忙期のみ義母の農作業を行っており、将来的には農作業を引き継ぎ繁栄させていくための住居が必要と考えていたところ、譲渡人は高齢となり維持管理

が困難になっていた義母と話がまとまり、申請に及びました。なお、申請地については、農地法の手続等を理解しないまま宅地として長年利用してしまったことに深く反省しており、始末書添付での申請となっています。計画によりますと、木造2階建ての住居を建設します。排水について、汚水、雑排水については敷地内で集水後、申請地東側の公共下水に接続し、雨水については自然浸透及び敷地内新設側溝へ放流します。このことについて、地元自治会の同意書が添付されています。隣接する農地は3筆ありますが、申請者の所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市胡麻生・・・、位置は・・・より北西、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目は田で現況は畑です。譲受人は申請地隣の自己所有している宅地に集合住宅の建設を計画しており、当該地のみでは入居者の駐車場の確保できず適地を探していたところ、遠方に住んでおり農地の維持管理が困難な譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、4台分の駐車場を整備します。排水について、汚水、雑排水については発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側の新設側溝へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。事務局のとおり問題ありませんでした。

- ・ 議 長
2番は誰やな。
- ・ 佐藤推進委員
2番も事務局のとおりです。
- ・ 議 長
そうしたら、次、3。
- ・ 田中（里）委員
6番田中です。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- ・ 議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
- ・ 廣田委員
5番の廣田ですが、3番の案件ですが、・・・の駐車場を作るのに・・・円かかるって、どんな所へ作るんか。
- ・ 議 長
事務局、分かったら。
- ・ 事務局
説明にも言わせてもらったんですけども、隣の宅地と一体工事になっているため、工事の見積りが集合住宅が建設される分も含まれているので、駐車場だけではなく集合住宅と駐車場一体の工事の見積りとなっているため、・・・かかっていると。
- ・ 廣田委員
128㎡の所へ住宅と駐車場と作るん。
- ・ 事務局
事務局から説明申し上げます。転用につきましては駐車場で・・・でございますが、先ほど説明させてもらったとおり、宅地の区画も入りますので、こちらにつきましてはおおよそ・・・ございま

す。ですので、・・・近い面積の一体工事の一部ということでございますので、個別に宅地がいくら駐車場がいくらという算出をしていないために、そういう金額になったということでございます。

・ 廣田委員

・・・の宅地建てる所はもう既に宅地ですの。

・ 事務局

今は更地の状態でございます。

・ 廣田委員

分かりました。

・ 議 長

ほかにありませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

案件1については県の常設審議会に提出するということになりますので、資料作成等、事務局、よろしく願いをしておきます。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基-1ページと位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請につきましては合計7件申請がありまして、うち新規が6件、再設

定が1件あります。代表して整理番号1番の案件について説明いたします。利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市妻・・・。台帳地目は田で現況は畑となっております。面積は・・・で、利用権の種類につきましては使用貸借で、普通畑として利用する計画となっております。利用権の期間は1年となっております、利用権の設定を受ける者の耕作面積は・・・、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、新規及び再設定を含めて全19筆、合計・・・となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

ありませんか。

.....

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・ 議 長

これ6番の解約条件付きというのは、これ法人やさかいか。法人やさかいに、何か法人にあった時にという意味の条件付きやな。

・ 事務局

そうです。

・ 議 長

はい。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。

議案書の中－1ページと中－2ページ、位置図の中－1ページをご覧ください。申請は合計7件で、すべて新規の申請となっております。代表して、整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市恋野……。現況地目、台帳地目ともに田で、普通畑として利用いたします。利用権の種類は使用貸借で、利用権の期間は5年となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は合計8筆……。県農業公社が今回の利用権設定により中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。追加説明があれば、担当委員さんでよろしくお願いいたします。

・ 委員

追加説明ではないんですけど、恋野地区でそういう、1、2、3番ですけど、特に問題はありません。1番に関しては、もう既に利用されていて、畑も利用されています。事務局のとおりで問題ありません。

- ・ 議 長
ほかにありませんか。

.....

- ・ 議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

- ・ 池田会長職務代理
5番の土地なんですけれども、たくさんあって・・・と、残り
はどういった形になるのかな。

- ・ 事務局
残りなんですけれども、うち・・・ほどが、今、・・・さんが使
用している小屋が建っております、そこと、あと、もう残りの
分につきましては、・・・さんが今現在管理している所が・・・ほ
どあるみたいで、そこを除いた分になります。

- ・ 池田会長職務代理
分かりました。

- ・ 議 長
ほかにありませんか。
どうぞ。

- ・ 委員
この土井さんのところに私も田中さんと一緒に見に行ったんです
けど、ものすごい木が生えとるわけよ。畑、田となつとるけど。
これ何に使用されるんですか。

- ・ 議 長
どうぞ。

- ・ 事務局
こちらの土地なんですけれども、レモン畑、レモンを植えて、

レモンの栽培をするというふうに伺っております。今ちょっと、委員おっしゃったとおり、ちょっと木が生えているということなので、次借りられる予定の方なんですけれども、まず、土から入れ直して、すべて真っさらというか、ちゃんとして、またそこからレモンの木を植えて広げていきたいというふうに考えていると伺っております。

- ・ 議 長
それでいいですか。
- ・ 委員
はい。
- ・ 議 長
ほかにありませんか。

・・・・・・・・

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段面積の設定）について及び議案第6号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する意見書の提出についての2件は一括議題といたします。本案に対し、農政委員長の報告を求めます。
- ・ 林農政委員長
只今ご紹介いただきました農政委員長の林です。下限面積の報

告をさせていただきます。

農政委員会で審議いたしました案件は、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）について並びに議案第6号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する意見書の提出についてです。

当委員会は、令和2年2月28日及び同年8月7日に農政委員会、慎重に皆さんの意見を聞かせていただき、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決まりました。

以下、審査の概要については、事務局より報告をお願いします。

・事務局

事務局よりご報告を申し上げます。

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）につきましても、農地法の改正により、農地法の目的が農地の所有から利用へと大きく変更されたことに伴い、農業委員会の判断で、地域の平均的な経営規模に合わせたり新規就農を促進するため、下限面積（別段の面積）を定めることができるようになりました。

現在、本市の下限面積は地区ごとに、旧紀見村、旧岸上村、旧高野口町、旧応其村では20a、旧橋本町、旧隅田村、旧恋野村では30a、旧山田村、旧学文路村では40a、旧信太村では50aと定められておりますが、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められることから、市内全域を1つの地域とみなし、下限面積についても統一を図ろうと下限面積の見直しを検討することといたしました。

下限面積見直しの検討では、農業者の高齢化・兼業化や離農等に起因し、耕作放棄地や遊休農地が約62haに達している深刻な状況を鑑み、下限面積要件を引き下げ、農地の取得を容易にすることで、意欲のある新規就農者等の促進をしなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断し、現行の最小値である20aに統一することといたしました。

委員からは、農地の分散を招くことや投機を目的とした農地取得者が出てくるのではという質疑もございましたが、新規参入の容易さや農地の再生利用の活性化が期待できることから、意見が集約されました。

農地法施行規則第17条第1項第3号に、「農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域においてその定めようとする面

積未満の農地の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること」とされています。見直し案ではその数値が62.4%となっており、別段の面積の基準を満たしております。

農政委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

なお、このことにつきましては、資料を添付させていただいております。1枚ものにつきましては、農政委員会の報告書ということで付けさせていただいております。議案第5号については、資料ということで綴じて付けさせていただいております。

62.4%というのはこの一番後ろに地域ごとの農地面積の一覧を付けさせていただいておりますので、こちらでご確認をいただきます。お願いいたします。

次に、議案第6号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する意見書の提出についてですが、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会がその所掌事務の遂行を通じて得た知見に基づき農地等の利用の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認める時は、意見を提出する義務を課すとされたため提出するものです。

改善意見を提出された関係行政機関は、その意見を考慮しなければならない旨が規定されております。

なお、農業委員会が提出する意見については、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関する農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすること」と参議院の付帯決議があることから、それらを踏まえた内容となっております。

内容につきましては、一番最後に付けております意見書の案をご覧ください。

1枚めくっていただいて、宛先については橋本市長となっております。農地利用最適化推進施策に関する意見書を読み上げます。

貴職におかれましては、農業委員会活動に多大なご理解、ご協力を賜るとともに、柿を中心として高野山麓精進野菜等の農産物のブランド化にも取り組み、本市の農業振興に積極的に尽力されていることに敬意を表するとともに厚く感謝申し上げます。

さて、平成30年8月に橋本市農業委員会は、平成28年に改正された農業委員会等に関する法律に基づく新体制に移行し、農業委員11名、農地利用最適化推進委員14名の計25名体制で

3年目の活動を行っております。

また、農業委員会の最も重要な任務として、農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進が位置付けられ、その推進にあたっては推進体制を抜本的に見直し、その強化を図るとともに、地域農業者の意思と地域の実情に照らした人・農地プランの実質化に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携を図り、地域に密着した積極的な活動に参画することとなります。

しかしながら、本市の農業・農村は傾斜地が多い中山間地域が大半を占め、そのことに起因する課題も多く、鳥獣被害の拡大による生産意欲の低下など農業生産基盤の弱体化が進行し、憂慮すべき事態となっております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

1、担い手への農地利用の集積・集約化について。

農業従事者の減少や高齢化等に伴い、地域の担い手不足は年々深刻化し、高齢者が中心となって支えている地域においては、意欲があっても体力等の問題で生産力が低下している状況です。

農業の生産性を高め、競争力を強化するには、担い手への農地の集積・集約化が不可欠となることから、人・農地プランの実質化に向けた取組をさらに加速するため、次のことについて対応を図りたい。

1、人・農地プランは人と農地の問題を解決するための、いわば橋本市の未来設計図であると考えます。プラン作成に向け、農業委員会と連携しながら積極的に地域に働きかけるとともに、その実現に向けた支援に努めること。

2、農地中間事業の本来の目的は担い手への農地の円滑な集積ですが、周知不足などに起因し、貸手側の不安感や受手側の不足など、集積率が伸び悩んでいます。特に、中山間地域では深刻な状況です。事業本来の趣旨を農業者だけでなく地域の代表者等にも周知するとともに、他地域からの法人参入も視野に入れた、さらなる制度運用を推進すること。

2、遊休農地の発生防止・解消について。

農地は多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境の形成等、多面的機能を有しており、安定的な利活用や保全が重要であるため、次のことについて対応を図りたい。

1、遊休農地の発生が加速度的に増加することが懸念されるた

め、中山間地に多く点在する狭小な耕作地や生産条件が不利な傾斜地について、作業効率を上げ、かつ生産品目拡大につながるよう、農業耕作条件改善事業等の積極的な活用に努めること。

2、地域農業者が遊休農地の解消や維持管理に容易に取り組むことができるよう、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金制度等の充実を図るとともに、交付申請や活動記録に係る事務手続及び帳票整理等の簡略化や、農業振興地域以外の農地についても交付対象となるよう、国並びに関係機関等に働きかけること。

3、新規参入の促進について。

高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に対応するため、次世代の本市農業を支える新規参入者に対する支援として、次のことについて対応を図られたい。

1、本市農業の長所や新規参入者の動機付けとなる支援策を市内外に幅広く情報発信するとともに、新規参入者が地域に定着できる施策を講じること。

2、参入間もない新規参入者については、早期に経営が安定するよう、年齢にかかわらず農業経営・農業技術向上に向けた相談等の支援を充実すること。

3、青年就農者については、農業次世代人材投資資金や低利融資制度の継続を国並びに関係機関等に要望するとともに、農業機械・施設整備等に市独自の新たな制度を検討し、総合的な人材育成・確保対策を講じること。

4、鳥獣被害対策について。

本市の中山間地域は農業者の高齢化や担い手不足、耕作条件の悪さに加え、イノシシや鹿による農作物被害の拡大やアライグマ等による野菜への食害から、営農意欲の減退も顕著となっています。経営規模の縮小や離農など農業・農村活力の一層の低下が懸念されることから、次のことについて対応を図られたい。

1、イノシシや鹿による農作物等の鳥獣被害防止については、電気柵等の防護対策は講じられているものの、依然として被害は深刻な状況にあります。関係機関と連携し、個体数の抜本的な削減策を講じるなど、地域全体で取り組むことができる鳥獣被害防止対策の助成制度や、電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置、捕獲器具等の助成率を上げるとともに、助成のための予算措置等、被害防止策の一層の強化を図ること。

2、イノシシ等に起因する農業用水路や畦畔の掘り起こし等に

より生産意欲の低下が見られることから、これらの復旧についても公共性が高いことから、農地・農道等と同等の災害復旧事業となるよう市独自の新たな制度を検討し、農業者負担の軽減措置を講じること。

5、農業委員会体制について。

本市農業委員会が近年複雑化する法令業務や農地利用の最適化業務及び農業者の老後の生活安定化を図るための農業者年金加入促進業務等の着実な推進のため、次のことについて対応を図りたい。

1、農地行政に必要な知識や経験を有する事務局職員の育成・確保等の強化を図ること。

2、男女共同参画の観点から、農業委員・農地利用最適化推進委員への女性登用について積極的に働きかけること。

以上となります。

委員からは内容について質疑がありましたが、農業委員会と橋本市農林振興課が連携しながら取り組んで進めていくことで意見が集約されました。農政委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

ただし、内容につきましては、年度総会で市長が申し上げておりました条例の話もありますので、微調整が必要と思われます。その件につきましては、事務局と会長に一任を頂きたいと思えます。また、提出時期につきましても、同じくお願いをいたします。

以上です。

・議 長

農政委員会での議論あった農政委員長の報告が終わりました。

只今の農政委員長報告に対する質疑を行います。質疑される方はご発言願います。

ありませんか。

.....

・議 長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論に入りたいと思えます。討論する方はありませんか。

.....

・議 長

討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）について を採決いたします。

委員長の報告は可決ということでご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論に入ります。討論する方はありませんか。

.....

・議 長

討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する意見書の提出について を採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について及び報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について、事務局に報告を求めます。

・事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、説明いたします。議案書の18-1及び位置図の18

ー 1 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市吉原・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、全 9 筆です。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。使用貸借で経営移譲していましたが、転用のため、令和 2 年 8 月 1 日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号 2 番の案件について、申請地は橋本市原田・・・、賃貸人は・・・、賃借人は公益社団法人和歌山県農業公社。中間管理事業での使用貸借権で、借手の自己都合により、令和 2 年 4 月 1 日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。以上、報告いたします。

・事務局

それでは、報告第 2 号 農地中間管理事業による権利設定について、ご説明いたします。議案書の中報ー 1 から 2 ページをご覧ください。

中間管理権を取得しました和歌山県農業公社より権利が転貸されたことの通知がありましたので、ご報告いたします。

整理番号 1 番及び 2 番の案件につきましては、本年令和 2 年 3 月定例会で承認されました案件で、1 番につきましては・・・へ、2 番につきましては・・・へ農地の権利が移されたという通知が来ました。

また、整理番号 3 番から 6 番につきましては、同じく今年の令和 2 年 4 月定例会で承認されました案件となっており、3 番につきましては・・・へ、4 番につきましては・・・へ、5 番につきましては・・・へ、6 番については・・・へ利用権が設定されております。

以上、ご報告いたします。

・議長

只今の報告 1 号、2 号について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。
ありませんか。

・委員

1 つ聞かせてください。1 番の・・・さんと・・・さんということなんですが、これ同居人じゃないんですか。番地同じでっし

やろ。

・松岡推進委員

・・・さんは娘婿です。

・委員

・・・さんの養子さんやろ。

・松岡推進委員

そうです。苗字持ってきたという。

・委員

分かりました。

・議長

ほかにありませんか。

どうぞ。

・廣田委員

2番の案件ですが、農業公社が令和2年4月1日をもってもうやめたと。これ何ぞ理由ありますん。

・議長

どうぞ。

・事務局

これにつきましては、農業公社の方から自己都合というふうには通知では伺っているんですけども、実際に、この原田の・・・につきましては、次の方がまた借りの手続が進んでおりまして、実際に6月の定例会の方で、この土地については中間管理機構がまた再設定される申請が出ております。ちょっと詳しくは、自己都合としか通知では来てないのですが、現在、その時使われていた方がちょっとできなくなって、また次の方が正式に決まったので、今回の合意解約に至ったと思われまます。

・廣田委員

分かりました。農業公社でも自己都合ってありますんやな。誰

か作る人がおるということで。

・事務局

そうです。同じ土地で、今まで作っていた人おったんですけど、借手が変わったんです。借手が変わったために、・・・さんが一旦やめる形、自己都合でやめて、また新たにその次される方が次新たに契約を結ぶということになります。ですので、日付が4月1日付ということになっております。

・廣田委員

分かりました。

・議長

以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和2年9月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年9月10日

会 長 土井 清美 ⑩

8 番 林 義文 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩